

○鎌倉市障害者グループホーム運営事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県「市町村障害者福祉事業推進補助金交付要綱」、「市町村障害者福祉事業推進補助金事業交付要領」及び「市町村障害者福祉事業推進補助金事業実施要領（障害者グループホーム運営事業分）」のほか、障害者グループホーム運営事業を実施する社会福祉法人等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金交付の対象となる者は、市内において次条に定める事業を適切に実施できると認められる社会福祉法人等とする。

(補助事業の内容)

第3条 補助の対象となる事業は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 設置費

ア (新築・改修)

(ア) グループホームを開設及び運営する事業者が、グループホームに適した住居にするために行うバリアフリー化等の改修工事等（新築工事を含む）の事業をいう。

(イ) グループホームの利用者のうち、一定割合（50%以上）の市内利用者を含むこととする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(ウ) 設置費（新築・改修）は、建物ごと（サテライト型住居は対象としない。）に基準額を適用し、交付する。

(エ) 補助対象とする住居は、自動火災報知設備、火災通報装置（消防機関へ通報する火災報知設備）、スプリンクラー設備等について、消防法施行令別表第一（6）項ロに該当する際に必要と認められる設備を有するか又は本補助により整備するものに限る。ただし、市長及び所管消防署長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

イ (初度調弁)

(ア) グループホームを開設及び運営する事業者が、グループホーム（共同生活住居）を新規開設するにあたって必要となる設備備品を整備する事業をいう。

(イ) グループホーム利用者のうち、一定割合（50%以上）の市内利用者を含むこととする。ただし、市町村長が必要と認めた場合は、この限りでない。

(ウ) 設置費（初度調弁）は、共同生活住居ごと（サテライト型住居は本体住居を含む）に

基準額を適用し、交付する。

(エ) 備品を整備した事業者は、この事業により整備を完了した月から起算して6ヶ月以内に事業を開始すること。

(2) 運営費

ア 常勤支援員配置促進費

重度の障害者を受け入れるにあたり支援者の質を担保するため、グループホームに配置すべき職員として常勤の支援員を一定以上の割合で配置し、支援を行う。

グループホームごとに、その配置すべき生活支援員のうち次に定める割合以上（常勤換算数）を固定した常勤職員により配置した場合に補助する。

(ア) 8割以上 常勤支援員配置促進費（Ⅰ）

(イ) 5割以上 常勤支援員配置促進費（Ⅱ）

「固定した常勤職員により配置」とは、当該事業所において必要とされる生活支援員の常勤換算数に前記の一定割合を乗じた数（以下「常勤必要数」という。）を0.75で除して得た数（小数点未満の端数は切り上げる。）までの常勤職員（実人数）の配置により、前記常勤必要数の要件を満たすことをいう。

補助対象は、グループホーム介護支援費を算定していないグループホームに限る。

イ グループホーム重度障害者支援事業

前号に定める事業で、バリアフリー化等がされた共同生活住居において共同生活援助サービスを提供する事業のうち、市長が必要と認めるもの。

（補助金の額）

第4条 この要綱による補助金は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる額（補助対象経費が補助金の額に満たないときは、補助対象事業に要した額）とする。

(1) 設置費

ア （新築・改修）

事業にかかる工事費、設計監理費（本体工事の2.6%までとする。）、備品等

1施設（建物1件）あたり、5,000千円

イ （初度調弁）

新規設置時に必要となる電話敷設費、その他入居者の生活に必要な備品購入費等

単価×新設の共同生活住居数

単価は、500,000円（定額）とする。

(2) 運営費

ア 常勤支援員配置促進費

常勤支援員の割合に応じた各区分を算定することとし、利用者1人あたり、その障害支援区分に応じ次の額。

(ア) 常勤支援員配置促進費 (I)

区分3 11,600円/月

区分4 17,400円/月

区分5 26,200円/月

区分6 41,900円/月

(イ) 常勤支援員配置促進費 (II)

区分3 7,200円/月

区分4 10,900円/月

区分5 16,300円/月

区分6 26,200円/月

イ グループホーム重度障害者支援事業 (グループホーム重度障害者支援加算)

利用者1人当たり 22,800円/月とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行わなければならない。

(1) 前条第1項第1号ア

障害者グループホーム運営事業補助金交付申請書 (第1号様式) に次に掲げる書類を添えて、工事等にかかる契約の締結までに市長に提出すること。なお、補助対象事業は、交付申請日の属する年度内に完了するものを対象とする。

ア 障害者グループホーム運営事業実施届

イ 障害者グループホーム運営事業実施計画書

ウ 歳入歳出 (収入支出) 予算書

エ 設計図 (平面図、立面図、配置図等)

オ 施行場所の位置図

カ 仕様書の写し

キ 建築確認書の写し (建築確認を要しない場合は除く)

ク 見積書の写し

ケ その他市長が必要と認めた書類

(2) 前条第1項第1号イに掲げるもの

障害者グループホーム運営事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、事業開始前までに市長に提出すること。なお、補助対象経費は、補助金交付決定日からグループホーム（共同生活住居）の開設日（交付申請日の属する年度を超えて開設する場合は、交付申請日の属する年度の末日）までに購入した物品等の経費とする。

ア 障害者グループホーム運営事業実施届

イ 障害者グループホーム運営事業実施計画書

ウ 歳入歳出（収入支出）予算書

エ その他市長が必要と認めた書類

(3) 前条第1項第2号に掲げるもの

障害者グループホーム運営事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、毎年4月1日以降速やかに市長に提出すること。

ア 障害者グループホーム運営事業実施届

イ 障害者グループホーム運営事業実施計画書

ウ 歳入歳出（収入支出）予算書

エ その他市長が必要と認めた書類

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の補助金交付申請があったときは、申請に係る書類の内容の審査及び必要な調査を行い、交付の可否を決定し、障害者グループホーム運営事業補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の変更等の届出等）

第7条 補助事業の経費の配分を変更し、又は補助事業の内容を変更し、中止し、若しくは廃止しようとするときは、障害者グループホーム運営事業補助金変更（中止・廃止）承認届出書（第3号様式）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 交付決定後に補助対象額の変更により変更交付申請を行う場合には、障害者グループホーム運営事業補助金変更交付申請書（第4号様式）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂

行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告等)

第8条 補助金の交付決定を受けた社会福祉法人等は、事業完了後速やかに障害者グループホーム運営事業実績報告書(第5号様式)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 障害者グループホーム運営事業実績報告書
- (2) 障害者グループホーム運営事業精算書
- (3) 歳入歳出(収入支出)決算書
- (4) その他市長が必要と認めた書類

2 社会福祉法人等は、現に事業に要した費用の額が交付決定を受けた補助金の額に満たないときは、当該満たない額に相当する金額を市長に返還しなければならない。

(決定の取り消し)

第9条 市長は、社会福祉法人等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全額又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 当該補助金を目的以外に使用したとき。
- (3) 事業の実施に当たり不正な行為があったとき。
- (4) その他この要綱に違反したとき。

(その他の事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(障害者グループホーム設置費補助金交付要綱の廃止)

2 鎌倉市障害者グループホーム設置費補助金交付要綱(平成26年3月31日市長決裁)は廃止する。

付 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

様式(省略)